

(仮称) 会津若松みなと風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 3 年 3 月

株式会社イメージワン

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日.....	1
(2) 公告の方法.....	1
(3) 縦覧場所.....	1
(4) 縦覧期間.....	2
(5) 縦覧者数.....	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催.....	2
(1) 公告の日及び公告方法.....	2
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数.....	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	3
(1) 意見書の提出期間.....	3
(2) 意見書の提出方法.....	3
(3) 意見書の提出状況.....	3
第2章 環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解.....	4

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供するとともに、インターネット利用により公表した。

(1) 公告の日

令和3年1月27日（水）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

・令和3年1月27日（水）付 福島民友、福島民報

※ 令和3年2月20日（土）及び21日（日）に開催する説明会についての公告を含む

② インターネットによるお知らせ

下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

・株式会社イメージワン ウェブサイト（別紙2-1参照）

https://www.imageone.co.jp/ene_news/aizu/houhou/

また、以下のウェブサイト「情報」が掲載された。

・福島県のウェブサイト（別紙2-2参照）

<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2020122400043/>

・会津若松市のウェブサイト（別紙2-3参照）

<http://www.town.erimo.lg.jp/section/sangyou/sg6h940000000fsd.html>

・猪苗代町のウェブサイト（別紙2-4参照）

<https://www.town.inawashiro.fukushima.jp/cb/hpc/Article-17556.html>

(3) 縦覧場所

下記の13箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

① 縦覧場所

○福島県 生活環境部 環境共生課（福島県福島市杉妻町2-16 西庁舎8階）

○会津若松市役所 栄町第二庁舎 市民部 環境生活課（福島県会津若松市東栄町3-46）

○会津若松市役所 北会津支所（福島県会津若松市北会津町中荒井諏訪前11）

○会津若松市役所 河東支所（福島県会津若松市河東町福島 郡山字休ミ石14番地）

○会津若松市役所 湊市民センター（福島県会津若松市湊町大字共和西田面50）

○会津若松市役所 大戸市民センター（福島県会津若松市大戸町上三寄479）

○会津若松市役所 北市民センター（福島県会津若松市高野町大字上高野村前28）

○会津若松市役所 一箕市民センター（福島県会津若松市北滝沢2丁5-6）

○会津若松市役所 南市民センター（福島県会津若松市門田町大字中野大道西13）

- 会津若松市役所 東市民センター（福島県会津若松市慶山 1 丁目 1-53）
- 会津若松市 生涯学習総合センター（福島県会津若松市栄町 3-50）
- 会津美里町役場本郷庁舎（福島県大沼郡会津美里町字北川原 41）
- 猪苗代町役場 企画財務課（福島県耶麻郡猪苗代町字城南 100）

② インターネットの利用による縦覧

- ・株式会社イメージワン ウェブサイト

https://www.imageone.co.jp/ene_news/aizu/houhou/

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：令和 3 年 1 月 27 日（水）から 3 月 1 日（月）まで
（土・日曜日、祝日を除く開庁日）
- ・縦覧時間：各庁舎の開庁時間内

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函及び意見書の郵送）は 3 名であった。

環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 7 条の 2 の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(6) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

（別紙 1 参照）

(7) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- 1 猪苗代町体験交流館（福島県耶麻郡猪苗代町字鶴田 114 番地 1）
令和 3 年 2 月 20 日（土）13 時から 14 時半まで
来場者数：1 名
- 2 会津美里町役場複合文化施設（じげんホール）（福島県大沼郡会津美里町字新布才地一番地）
令和 3 年 2 月 20 日（土）17 時から 18 時半まで
来場者数：0 名
- 3 会津若松市生涯学習総合センター（福島県会津若松市栄町三番五十号）
令和 3 年 2 月 21 日（日）9 時半から 11 時まで
来場者数：5 名
- 4 会津若松市湊公民館（福島県会津若松市湊町大字共和字西田面四十五番地）
令和 3 年 2 月 21 日（日）

一回目 13 時半から 15 時まで

来場者数：7 名

5 会津若松市湊公民館（福島県会津若松市湊町大字共和字西田面四十五番地）

令和 3 年 2 月 21 日（日）

二回目 15 時半から 17 時まで

来場者数：10 名

2. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 8 条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和 3 年 1 月 27 日（水）から 3 月 15 日（月）まで

（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境の保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ① 縦覧場所に設置した意見書箱への投函（別紙 3 参照）
- ② 当社への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は 2 通、意見総数は 16 件であった。

第2章 環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条及び第9条に基づく、方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

第2-1表 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

(意見書1)

No.	一般の意見	事業者の見解
1	調書を見て鳥やコウモリ等が生息している様ですが、計画遂行上どうしても市民にとって必要であるならば必要最小限の設備はやるべきと思います。人間あつての社会なのですから！！ どの位市民に生活になるのか、どの位の環元されるのか、周知し、PR、公表も必要ではないでしょうか？ 将来、何kwまで最大計画する予定でいるかも公表すべきでは、	貴重なご意見を頂戴致しましてありがとうございます。鳥（希少猛禽類）やコウモリに関しましては、今後の環境影響評価の中で、実際に現地調査を進めさせて頂き、準備書にてご報告をさせていただきます。地元の皆様の生活に於かれましては、発電する電力は東北電力への供給を計画しておりますので、皆様のご家庭でご使用頂く電力の一部となります。また、その他どのような形で地元の皆様の生活へ還元させて頂くことができるか等、公表及びPRも含めまして、今後検討させて頂きたく思っております。また発電容量に関しましては、計画通り、4,200kW×5基の21,000kWにて進める予定となっております。

第2-2表 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

(意見書2)

No.	一般の意見	事業者の見解
2	(1) 対象事業実施区域及びその周辺における鳥類の生息状況について (仮称) 会津若松みなと風力発電事業環境影響評価方法書（以下、方法書という）について、貴社が設定する対象事業実施区域及びその周辺（以下、計画地という）は、環境省レッドリストの絶滅危惧ⅠB類かつ国内希少野生動植物種に指定され、福島県のレッドリストにも絶滅危惧ⅠB類として掲載されているクマタカの生息地と重なることが予想されることから、風力発電施設（以下、風車という）の建設により衝突死（以下、パードストライクという）および生息地放棄が発生する可能性が高いと考える。また、計画地にはサンバやハチクマなどの希少猛禽類の渡りの経路が存在するが、それに対しては障壁影響等が発生することが懸念される。 配慮書に対する意見書で、クマタカの生息状況の確認と猛禽類の渡りに関する調査について、私ども2団体では精度の高い調査を要望した。方法書によれば、希少猛禽類調査は「繁殖期と非繁殖期に実施し、各月1回3日間程度、繁殖期は2年間調査を実施する」としている。先ず、調査内容を具体的に示すべきである。繁殖期と非繁殖期の調査期間を明示し、全体で調査を何回実施するのかも明示すべきである。調査地点は11か所あるが、最低でも3日間ずつ11地点同時に行うべきである。 渡り鳥と希少猛禽類観察の定点からの可視領域が、計画地全体をカバーしていない。そのため鳥類への影響を評価する基礎データとしては不十分であり、調査自体の信頼性を損ねる可能	希少猛禽類の調査内容については、定点の周囲を飛翔する希少猛禽類の状況、飛翔高度等を記録します。調査地点は猛禽類を効率よく発見・観察できるよう、視野の広い地点や対象事業実施区域周辺の観察に適した地点を選択して配置し、確認状況や天気に応じて地点の移動や新規追加、別途移動調査等を実施します。調査中に猛禽類の警戒声等が確認された場合には、速やかに地点を移動するなど生息・繁殖を妨げることがないように十分注意します。調査対象の確認時には観察時刻、飛翔経路、飛翔高度、個体の特徴、重要な指標行動等（ディスプレイ、繁殖行動、防衛行動、捕食・探餌行動、幼鳥の確認、止まり等）を記録します。また、繁殖兆候が確認された箇所については、繁殖行動に影響を与えない時期に踏査を実施し、営巣地の有無を把握します（方法書6章P.340に記載）。 調査期間につきましては、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（環境省、平成24年）を参考に、2営巣期を含む1.5年以上の調査を各月1回3日間で行います。個体差地域差などがありますが、造巣期の12月頃から翌々年の巣立ち期・巣外育雛期の8月頃までの期間において、調査を実施する予定です。 可視領域について現在は下見の際とGISによる算出結果を基に作図している段階です。今後現地調査をおこなった際には視野図の作図精度もあげ、計画地全体を極力カバーできるよう、また、注目するクマタカ等の生息状況を把握できるよう、適切に観察地点を配点いたします。

	性があるため、観察地点の配置の見直しを要望する。	
3	また、一般鳥類の現地調査について、生物多様性の観点から計画地とその周辺に生息する鳥類全体の生息環境や生物多様性も評価すべきである。そのため、一般鳥類の調査も重要である。任意観察調査で、春夏秋冬の4季と繁殖期のテリトリーマッピング法調査を実施するとしているが、具体的な実施時期と回数を明示すべきである。5月は繁殖と渡りの時期でもあるので、他の時期より詳細な調査が必要で、この月は週に2回程度の調査が望ましい。	一般鳥類の調査について、ご指摘も踏まえ、繁殖期の調査については重点化した調査を実施する予定です。実施時期と調査回数については専門家等からの意見を踏まえ適切に調査をおこなってまいります。また、一般鳥類調査時のみではなく、希少猛禽類調査時や渡り鳥調査時にも一般鳥類の記録に努め、現状の把握をおこなってまいります。
4	渡り鳥の調査について、方法書では冬春及び秋の3季に定点観察法で調査を実施し、秋の3か月間は各月複数回実施としているが、調査頻度の詳しい明示がない。渡り鳥の種類、個体数、時期は年による変動があり、対象区域におけるピークを把握することが難しいので、3日間連続の観察を月に4回の調査を2年間実施することを求める。レーダー調査を活用し、夜間の小鳥類の渡りの状況を把握することも要望する。	方法書に記載のとおり、専門家等の意見を踏まえ、冬の2月及び春の3～5月は各月1回、秋の9月～11月は各月上旬、中旬、下旬の3回の調査を予定しております。また、これに加え、希少猛禽類調査時にも渡り鳥の飛翔状況の記録をおこないます。レーダー調査についても、渡り鳥調査の現地調査結果を踏まえ、必要に応じて実施を検討いたします。
5	(2) 方法書における影響評価について 背負山地区には、南北の尾根沿いに大規模風力発電事業として、既設の「会津若松ウインドファーム」(エコパワー社)、計画中の「(仮称)クリーンエナジー会津若松風力発電事業」(クリーンエナジー合同会社)と「(仮称)会津若松ウインドファーム増設事業」(コスモエコパワー(株)社)、および貴社が計画中の「(仮称)会津若松みなと風力発電事業」、さらに南隣の山の尾根には既設の「郡山布引高原風力発電所」((株)グリーンパワー郡山布引)もあり、これらすべてが、猪苗代湖西岸から南岸の山の尾根上に並び建つという状況が生まれようとしている。一方で布引高原を除いて、計画地はクマタカなどの希少猛禽類の貴重な生息地となっており、高密度で繁殖している。国内では風車建設によりクマタカやハイタカなど希少猛禽類のバードストライクや生息地放棄が起きており、本事業が実施されるとクマタカなどの希少猛禽類にバードストライクや生息地放棄などの影響が生じ、さらに累積的影響として本事業によるもののみでなく近傍の既設風車でも影響が生じることが予測される。 計画地にサシバやハチクマなどの希少猛禽類等の渡りルートもあるので、事業の実施が障壁影響を生み出し、これらの渡り鳥が風車を大きく迂回し、迂回した先の既設風車群によりバードストライクが発生することも考えられる。貴社における環境影響評価ではこれら複数の事業が一体のものとなって生じる累積的影響を適切に評価し、地域全体の環境影響、特に希少猛禽類に対する影響が最小になるよう、影響の回避低減策を講じるべきである。計画地およびその周辺においては、いわゆる発電所アセスのガイドラインにあるような一般的な環境影響評価だけでなく、計画地の環境について知見を持つ利害関係者や専門家とも十分に協議したうえで、実施する調査の内容を決定されることを求める。	既設も含めた累積的な影響については、方法書でも記載のとおり検討をおこなっていく必要性について理解しております。今後、近隣の風力発電事業者とも協議し、地域全体に与える環境影響が最小になるよう、専門家からの意見も踏まえ、実行可能な範囲で調査内容等を検討していきます。

6	貴社においても、風車の建設にあたっては、鳥類の生息状況を十分に把握し、地域の優れた自然環境と生物多様性が失われないよう適切な対応をとることを強く求める。	鳥類の生息状況を現地調査により把握し、鳥類への影響が極力低減できるよう、適切に事業計画を検討してまいります。
7	貴社の計画地の近くの既設風車でコウモリ類の衝突死事例（バットストライク）が発生したという報告がある。方法書で捕獲調査や音声モニタリング調査を実施するとしているが、コウモリ類の特性を踏まえ、風速と衝突頻度の関係についても調査、予測及び評価を行うことを求める。	音声モニタリング調査の結果と、風速との関係性を解析し、準備書に記載する予定です。その結果を踏まえ、今後、重要なコウモリ類の衝突リスクの程度についても予測を行ってまいります。
8	(3) 鳥類以外への影響について、 ①生態系の保全について 計画地の面積範囲の一部が日本森林浴の森100選にも選ばれている会津東山自然休養林と重なっており、風車の建設により、休養林として保全されている豊かな森林生態系が崩壊、または改変される恐れがある。そのことは森林保護を謳っている自然休養林としての存在意義が損なわれることになるため、休養林と重なる地域対象区域から除外することを強く求める。	会津東山自然休養林と対象事業実施区域が一部重複していることから、現地調査においては自然休養林に該当する箇所も含めて動植物の生息・生育状況を把握するための現地調査を実施いたします。その結果を踏まえ、これら動植物及びその生息・生育基盤である植生への影響が極力低減されるよう、事業計画を適切に検討してまいります。
9	さらに計画地の範囲に、地域住民の重要な水源や災害防止を担っている保安林が含まれている。この保安林は生物多様性保全を目的としている会津山地緑の回廊に繋がっている。風車の設置による保安林の改変および影響を受ける緑の回廊における上記の機能低下を避けるべきである。	会津山地緑の回廊と対象事業実施区域は重複しておらず、緑の回廊への影響は回避していると考えます。保安林については一部が対象事業実施区域と重複しておりますが、そこに生息・生育する動植物相についても適切に調査を実施し、その結果を踏まえ、影響が極力低減されるよう、事業計画を適切に検討してまいります。
10	計画地には、絶滅危惧ⅡB類に指定されているクマタカの複数つがいが、高密度で生息している可能性が高い。生態系の頂点に立つクマタカ等の希少猛禽類は、餌動物となる多くの野生生物を育む豊かな自然環境に支えられているので、森林伐採や土地の改変が行われれば、餌となるノウサギ等の減少により、クマタカ等の生息地が奪われることとなる。計画地には優れた自然が多く残されており、環境省、林野庁が推進する生物多様性保全の観点からも極めて損失が大きいと考えられる。風車の設置予定範囲及び工事用道路等の改変地域を明確にし、評価するための方法を具体的に示すべきである。本事業については、生物多様性保全の観点から、中止も含めて事業規模を大幅に見直すことを要望する。	クマタカの生息可能性についてコメントありがとうございます。ご指摘のとおりクマタカについては希少猛禽類調査等の現地調査時に留意すべき種として認識しております。方法書に記載のとおり、生態系の項目において、クマタカを上位性注目種として選定し、営巣環境への影響、採餌環境への影響、餌資源への影響について影響の程度を予測してまいります。その際には、風車の設置予定位置及び工事用道路等の改変区域を加味し、影響の程度を予測します。その結果を踏まえ、影響が極力低減できるような事業計画を適切に検討してまいります。
11	②累積的影響について 計画地の近傍には、前述のように、他社の既設風車と大規模な増設計画、またもう一つの他社の建設計画がある。それらが計画通りにすべて建設されると多数の風車が背炙山の尾根上に南北に並ぶことになり、生物多様性の保全と維持を目的として設置された緑の回廊が、環境改変により分断され、回廊の設置当初の趣旨が大きく損なわれる恐れが極めて大きい。貴社の計画地において単独で行う環境影響評価だけで評価できない累積的影響について、既設の風車及び計画の存在も含めて一体的に影響評価を行う累積的環境影響評価の適切な実施を強く求める。	既設も含めた累積的な影響については、方法書でも記載のとおり検討をおこなっていく必要性について理解しております。今後、近隣の風力発電事業者とも協議し、地域全体に与える環境影響が最小になるよう、専門家からの意見も踏まえ、実行可能な範囲で調査内容等を検討していきます。

12	③景観について 計画地がある背炙山は会津若松市の市街地の東に位置し、歴史的にも著名な観光施設の鶴ヶ城の借景となっている。風車が建設されると尾根には人工物が並ぶことになり、歴史的な自然景観や観光価値も同時に損なわれる。評価は設定した主要眺望点からの垂直視野角で行うとしているが、背炙山から磐梯山方向や猪苗代湖の眺望を風車が損ねる可能性もあり、水平視野や市民の心情に対する影響も含めて適切に評価すべきである。	歴史的な自然景観に配慮した事業計画となるよう、検討し、地域住民の方々にご理解いただけるよう丁寧な説明を行い、適切な評価に努めてまいります。
13	また、フォトモンタージュ等を用い風車の建設の前後でどのように景観が変わる予定であるかを示し、準備書作成前に広く市民の意見を聴取するなどして、評価を行うべきである。	フォトモンタージュは、配置案をまとめた以降に作成する必要があるため、現時点では、準備書において掲載することを予定しております。準備書の住民説明会において市民の皆様のご意見を十分に聴取するよう努めてまいります。
14	さらに、送電線及び系統連携地点については、詳しい説明がない。送電線が山林に設置されると自然景観を阻害する可能性があり、大型風車の設置計画でもあるので、景観への影響を最小限にとどめるために建設位置や規模の再検討を求める。	送電線については環境影響評価の対象外ですが、関係当局と相談のうえ、周辺環境に配慮し検討してまいります。
15	④一般利用者への配慮について 計画地の一部はハイキング、自然観察などで、多くの一般市民に親しまれている。その工事中および完成後も市民の継続的な利用を促進できるように配慮すべきである。	「背あぶり山公園」及びその周囲につきましては、関係機関にも確認の上、工事中及び稼働後も市民の皆様に安全且つ継続的にご利用いただけるよう検討してまいります。一方で、安全確保のため、工事期間中に一部エリアをご利用いただけない期間が生じる可能性もございますが、その場合にも適切にご案内をするとともに、工事後の利用促進にも努めてまいります。
16	⑤地域住民への配慮事項について 計画地には、赤井城跡の歴史的遺構があり、計画地を含む背炙山には、若松と湊地区を結ぶ生活道路があり、歴史的著名人も利用した記録がある。民俗的な見地から地元住民の意見を聴取するなど、事前調査を十分に実施するよう努めるべきである。	計画地内の状況につきまして、関係機関に確認するとともに必要に応じ民俗的な見地からの意見聴取等に努め、本事業によって影響が生じる可能性がある場合には、それらを極力回避・低減するよう検討してまいります。
以上		

○ インターネットによる「お知らせ」

(株式会社イメージワン ウェブサイト)

「(仮称)会津若松みなと風力発電事業 環境影響評価方法書」の公表及び縦覧について

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)会津若松みなと風力発電事業 環境影響評価方法書」を作成致しましたので、以下の通り公表及び縦覧を行います。

表紙・目次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第2章 対象事業の目的及び内容

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

3.1 自然的状況

3.2 社会的状況

第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第7章 その他環境省令で定める事項

第8章 環境影響評価方法書を受託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

資料編

方法書要約書

ご意見記入用紙

方法書の縦覧

・縦覧場所

福島県庁

会津若松市役所 第2庁舎 市民部 環境生活課、会津若松市役所 北会津支所、会津若松市役所 河東支所、会津若松市役所 湊市民センター、会津若松市役所 大戸市民センター、会津若松市役所 北市民センター、会津若松市役所 一貫市民センター、会津若松市役所 南市民センター、会津若松市役所 東市民センター、会津若松市 生涯学習総合センター

会津美里町役場本庁舎

猪苗代町役場 企画財務課

・縦覧期間

令和3年1月27日(水)～令和3年3月1日(月)まで

土・日・祝日を除く開庁日

・縦覧時間

会津美里町 8:30～17:15 (いずれも、土・日・祝日を除く開庁日)

猪苗代町 8:30～17:15 (いずれも、土・日・祝日を除く開庁日)

会津若松市 8:30～17:15 (いずれも、土・日・祝日を除く開庁日)

会津若松市のうち生涯学習総合センター については月曜日～土曜日

9時～19時/日曜日9時～18時

・意見書の提出

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、令和3年3月15日(木)までに下記の問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。

・住民説明会

1. 猪苗代町体験交流館 (福島県耶麻郡猪苗代町字鶴田114-1)

令和3年2月20日(土) 13時から14時半まで

2. 会津美里町役場複合文化施設(じげんホール) (福島県大沼郡会津美里町字新市才地1)

令和3年2月20日(土) 17時から18時半まで

3. 会津若松市生涯学習総合センター (福島県会津若松市栄町3-50)

令和3年2月21日(日) 9時半から11時まで

4. 会津若松市湊公民館 (福島県会津若松市湊町大字共和字西田面4-5)

令和3年2月21日(日) 1回目 13時半から15時まで、2回目 15時半から17時まで

※住民説明会の開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染対策を十分にを行い、一回あたりの参加人数が多数とならないよう分散して実施いたします。

なお、今後、新型コロナウイルス感染症に関して国や地方自治体等から要請を受けた場合においては、必要に応じて縦覧や住民説明会の予定を変更することがあります。最新の情報については、本ページにてお知らせします。

お問合せ先

〒160-0022 東京都新宿区新宿6-27-30 新宿イーストサイドスクエア6階

株式会社イメージワン エネルギー事業部 (担当: 西通)

電話: 03-6233-3410 (代表)

土・日・祝日を除く、午前9時半から午後5時まで

https://www.imageone.co.jp/ene_news/aizu/houhou/

○ インターネットによる「お知らせ」

(福島県のウェブサイト)

(仮称)会津若松みなと風力発電事業

通常ページへ戻る 掲載日: 2020年6月1日更新

更新情報

令和3年1月27日、環境影響評価方法書の縦覧が開始されました。

事業の名称		(仮称)会津若松みなと風力発電事業
事業者		株式会社イム ジワン
事業の種類		風力発電所設置事業
事業の実施区域		会津若松市湊町地区
事業の規模		出力 最大21,000kW(約4,200kWの風力発電機を5基程度)
関係地域(※)		会津若松市、猪苗代町、会津美里町
配慮書	公告日	令和2年4月2日
	縦覧期間	令和2年4月3日～令和2年5月11日 電子縦覧 https://www.imagine.co.jp/en/news/2020/04/03/
	意見書提出期間	令和2年4月3日・令和2年5月11日
	縦覧場所	会津若松市役所栄町第二庁舎市民部環境生活課、会津若松市役所北会津支所、会津若松市役所河東支所、会津若松市役所湊市民センター、会津若松市役所大戸市民センター、会津若松市役所北市民センター、会津若松市役所一箕市民センター、会津若松市役所南市民センター、会津若松市役所東市民センター、会津若松市生涯学習総合センター、会津美里町役場本庁舎1階、会津美里町役場本郷庁舎、会津美里町役場新鶴庁舎、猪苗代町役場企画財務課、福島県生活環境部環境共生課(西庁舎8階)
	福島県環境影響評価審査会	開催日 -
	知事意見	通知日 令和2年5月28日 本文(PDFファイル/305KB)
方法書	公告日	令和3年1月27日
	縦覧期間	令和3年1月27日～令和3年3月1日 電子縦覧 https://www.imagine.co.jp/en/news/2023/01/27/
	意見書提出期間	令和3年1月27日～令和3年3月15日
	縦覧場所	会津若松市役所栄町第二庁舎市民部環境生活課、会津若松市役所北会津支所、会津若松市役所河東支所、会津若松市役所湊市民センター、会津若松市役所大戸市民センター、会津若松市役所北市民センター、会津若松市役所一箕市民センター、会津若松市役所南市民センター、会津若松市役所東市民センター、会津若松市生涯学習総合センター、会津美里町役場本郷庁舎、猪苗代町役場企画財務課、福島県生活環境部環境共生課(西庁舎8階)
	説明会の開催(予定)	1 猪苗代町体験交流館 令和3年2月20日(土)13時から 2 会津美里町役場複合文化施設 令和3年2月20日(土)17時から 3 会津若松市生涯学習総合センター 令和3年2月21日(日)9時半から 4 会津若松市湊公民館 令和3年2月21日(日)1回目 13時半から、2回目 15時半から
	意見数	
	福島県環境影響評価審査会	開催日
	知事意見	通知日
準備書	公告日	
	縦覧期間	
	意見書提出期間	
	縦覧場所	
	説明会の開催	
	意見数	
	公聴会の開催	
	福島県環境影響評価審査会	開催日
評価書	知事意見	通知日
	公告日	
縦覧期間		
工事着手の届出		
工事完了の届出		
事後調査報告書	公告日	
	縦覧期間	
対象事業の廃止等		
備考		配慮書段階での事業の名称は、「(仮称)会津若松風力発電事業」

(※) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域

○ インターネットによる「お知らせ」

(会津若松市のウェブサイト)

株式会社イメージワンによる「(仮称)会津若松みなと風力発電事業 環境影響評... Page 1 of 2

TOP > [組織](#) > [環境生活課](#)
 TOP > [分野](#) > [募集\(環境\)](#) / [政策分野22 低炭素・循環型社会](#)
 TOP > [属性](#) > [すべての方へ](#)

株式会社イメージワンによる「(仮称)会津若松みなと風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧および説明会について

2021年1月27日

市内湊町において風力発電事業を計画している株式会社イメージワンより、環境影響評価法第7条の規定に基づき、「(仮称)会津若松みなと風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧および説明会を以下のとおり実施する旨通知がありましたので、お知らせいたします。

縦覧について

縦覧書類

「(仮称)会津若松みなと風力発電事業 環境影響評価方法書」および「同要約書」

縦覧場所

環境生活課(栄町第二庁舎)

北会津支所

河東支所

湊市民センター

大戸市民センター

北市民センター

一貫市民センター

南市民センター

東市民センター

生涯学習総合センター(會津稽古堂)

なお、下記の場所でも縦覧が行われます。

福島県庁生活環境部環境共生課、会津美里町役場本郷庁舎、猪苗代町役場企画財務課

電子縦覧

こちらの株式会社イメージワンのウェブサイトから電子縦覧が可能です。⇒ [電子縦覧サイト](#)【外部サイト】 ※リンク先は株式会社イメージワン指定のサイトです。

縦覧期間および縦覧時間

環境生活課、各支所、各市民センター

令和3年1月27日(水)から3月1日(月)まで

(土・日・祝祭日を除く)

午前8時30分から午後5時15分まで

生涯学習総合センター

令和3年1月27日(水)から3月1日(月)まで

(休館日を除く)

月曜日から土曜日 午前9時から午後7時まで

日曜日 午前9時から午後6時まで

閲覧用紙の記入

「(仮称)会津若松みなと風力発電事業 環境影響評価方法書」を閲覧した場合は、意見の有無にかかわらず、縦覧場所に備え付けの記入用紙に住所、氏名を記入し、意見書箱に投函

意見書の受付

「(仮称)会津若松みなと風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境保全の見地から意見を提出する場合は、縦覧場所に備え付けの記入用紙に意見を記載して、備え付けの意見書箱に投函するか、下記宛先まで郵送

意見書受付期間および意見書締切期間

令和3年1月27日(水)から3月15日(月)まで

意見書の宛先

〒160-0022 東京都新宿区新宿六丁目27番30号 新宿イーストサイドスクエア6F 株式会社イメージワン

令和3年3月15日(月)までの消印有効

説明会について**日程・場所**

説明会開催日程(市内)

日時	場所
令和3年2月21日(日) 午前9時30分から午前11時	会津若松市生涯学習総合センター 会津稽古堂 研修室6
同 午後1時30分から午後3時(第1回)	湊公民館 会議室
同 午後3時30分から午後5時(第2回)	

※詳細については、株式会社イメージワン(下記)まで直接お問い合わせください。

下記の日曜で他自治体においても説明会が開催されます。

猪苗代町 令和3年2月20日(土) 午後1時から午後2時30分 学びいな体験交流館 研修室A・B

会津美里町 令和3年2月20日(土) 午後5時から午後6時30分 しげんプラザ 研修室A・B

「(仮称)会津若松みなと風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧および説明会についてのお問い合わせ先

株式会社イメージワン(担当:エネルギー事業部 渡邊)

電話番号 03-8233-3410(代表)

※午前9時30分から午後5時まで受付

※土・日・祝は除く

環境影響評価法・福島県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントについて環境省 [「環境影響評価情報支援ネットワーク」](#)【外部サイト】福島県 [「環境影響評価\(環境アセスメント\)の概要」](#)【外部サイト】**このページに関するお問い合わせ**

会津若松市役所 環境生活課

電話番号:0242-39-1221

ファックス番号:0242-39-1420

[メール](#)[戻る](#)[お問い合わせ先](#) | [よくある問い合わせ](#) | [このサイトについて](#) | [携帯サイト](#) |

© Aizuwakamatsu City, All rights reserved.

○ インターネットによる「お知らせ」

(猪苗代町のウェブサイト)

「(仮称)会津若松みなと風力発電事業 環境影響評価方法書」縦覧のお知らせ - ...
Page 1 of 1


猪苗代町
ともに地域を育て、
みんなが心地よく暮らせるまち 猪苗代


観光情報
猪苗代町観光情報

[ホーム](#)
[各課のページ](#)
[企画財務課](#)
[企画調整係](#)

最終更新日 2021年01月27日
企画財務課企画調整係

「(仮称)会津若松みなと風力発電事業 環境影響評価方法書」縦覧のお知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)会津若松みなと風力発電事業 環境影響評価方法書」を縦覧いたします。

1 事業者の名称等
東京都新宿区新宿6-27-30
新宿イーストサイドスクエア6F
株式会社 イメージワン
代表取締役 新井 智

2 対象事業の名称
(仮称)会津若松みなと発電事業
種類 風力(陸上)

3 事業実施想定区域
福島県会津若松市

4 縦覧の場所・時間
猪苗代町役場 2階 企画財務課
※いずれも、土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで
電子縦覧 https://www.imageone.co.jp/ene_news/aizu/houhou/
期間 令和3年1月27日(水)から令和3年3月1日(月)まで

5 意見書の提出
環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けてあります意見書箱にご投函いただくか、令和3年3月15日(月)までに問い合わせ先へ郵送ください(当日必着)。

6 問い合わせ先
株式会社 イメージワン 担当 濱邊
〒160-0022 東京都新宿区新宿6-27-30 新宿イーストサイドスクエア6F
電話 03(6233)3410 (土・日・祝祭日を除く、午前10時00分から午後5時00分まで)

[リンク](#)
[株式会社 イメージワン\(外部サイトリンク\)](#)

お問い合わせ 企画財務課企画調整係 電話0242-62-2112
Copyright © 2001-2019 Iinawashiro Town All rights reserved

○ ご意見記入用紙

「(仮称) 会津若松みなと風力発電事業環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

「(仮称) 会津若松みなと風力発電事業環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、意見書箱にご投函いただくか、下記の問い合わせ先へ郵送ください。

閲覧のみの場合 くお名前、ご住所(差障りのない範囲で)を記入のうえ、意見書箱へのご投函をお願い致します。
なお、個人情報に関して、個人情報保護の観点から適切に取り扱うとともに、今回の環境影響評価手続き以外には使用することはございません。

○意見書の郵送先 〒160-0022 東京都新宿区新宿6丁目 27 番 30 号
新宿イーストサイドスクエア 6 階
株式会社イメージワン 渡邊 宛

○意見書の提出期限 令和 3 年 3 月 15 日(月)[当日消印有効]

~~~~~

## 意 見 書

令和 3 年 月 日

| 項 目                                                  | ご 記 入 欄                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| お 名 前<br>〔法人その他の団体にあつては、<br>法人名・団体名、代表者の氏名〕          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| ご 住 所<br>〔法人その他の団体にあつては、<br>主たる事務所の所在地〕              | 〒                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 方法書についての環境の保全の見地からのご意見<br>〔日本語により意見の理由を含めて記載してください。〕 | <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px; margin-bottom: 2px;"></div> |

注： 1. お名前、ご住所の記入をお願いします。

なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱い致します。

2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ(A4 サイズ)の用紙をお使いください。